

長瀬町の給与・定員管理等について (令和4年度)

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

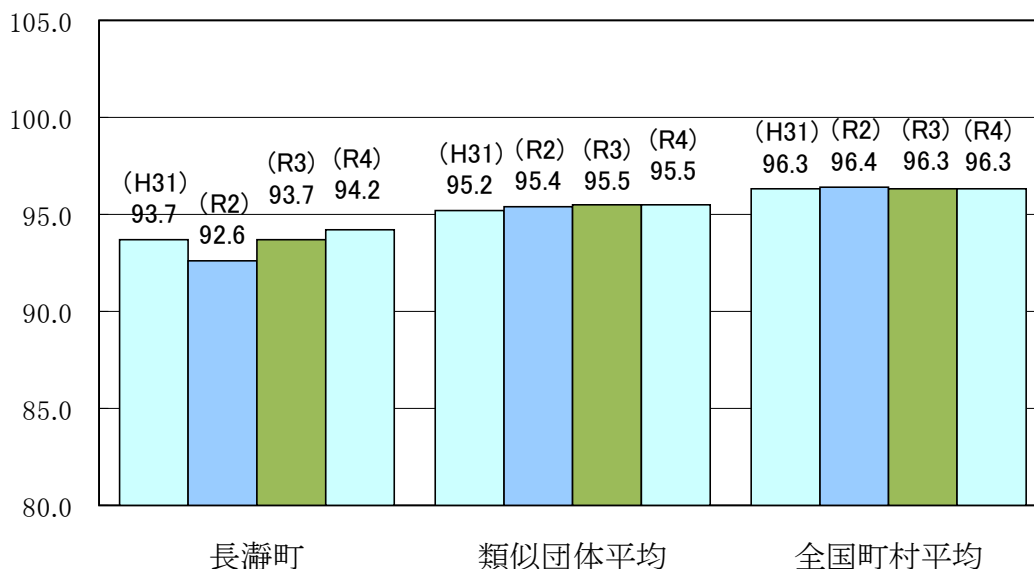
区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 2年度の人件費率
3年度	6,748人	3,862,696千円	220,738千円	618,630千円	16.0%	15.3%

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	70	246,276千円	32,222千円	91,088千円	369,586千円	5,280千円	5,488千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

- 1 給料表の見直し 【実施】
 ・実施内容
 (給料表の改定実施時期) 令和4年4月1日
 (内容) 一般行政職及び技能労務職の給料表について、国に準じ0.3%引き上げました。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長瀨町	40.4 歳	288,836 円	325,950 円	313,922 円
埼玉県	41.9 歳	317,883 円	413,865 円	366,168 円
国	42.7 歳	323,711 円	- 円	405,049 円
類似団体	41.7 歳	299,599 円	348,460 円	325,472 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
長瀨町	- 歳	- 人	-	-	-	-	-	-	-
うち 調理員	- 歳	- 人	-	-	-	-	- 歳	- 円	-
うち 用務員	- 歳	- 人	-	-	-	-	- 歳	- 円	-
埼玉県	- 歳	- 人	-	-	-	-	-	-	-
国	- 歳	- 人	-	-	-	-	-	-	-
類似団体	- 歳	- 人	-	-	-	-	-	-	-

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
長瀨町	-	-	-
うち 調理員	-	-	-
うち 用務員	-	-	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和元年～令和3年の3か年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍にしたものに、公務員においては前年度に支
 期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(*)」としている。

(その他、数値のない欄についてはすべて「ハイフン(-)」としている。)

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計した
 ものであり、地方公務員実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している

(2) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区分	長瀨町	埼玉県	国	
一般行政職	大学卒	182,200 円	191,664 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	157,333 円	150,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和4年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	251,800 円	341,400 円	363,500 円	* 円
	高校卒	* 円	- 円	351,000 円	* 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円

※経験年数10年は10年～15年未満、経験年数20年は20年～25年未満、経験年数25年は25年～30年未満、経験年数30年は30年～35年
 の平均である。

※「-」は対象者がいない。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(*)」としている。

(その他、数値のない欄についてはすべて「ハイフン(-)」としている。)

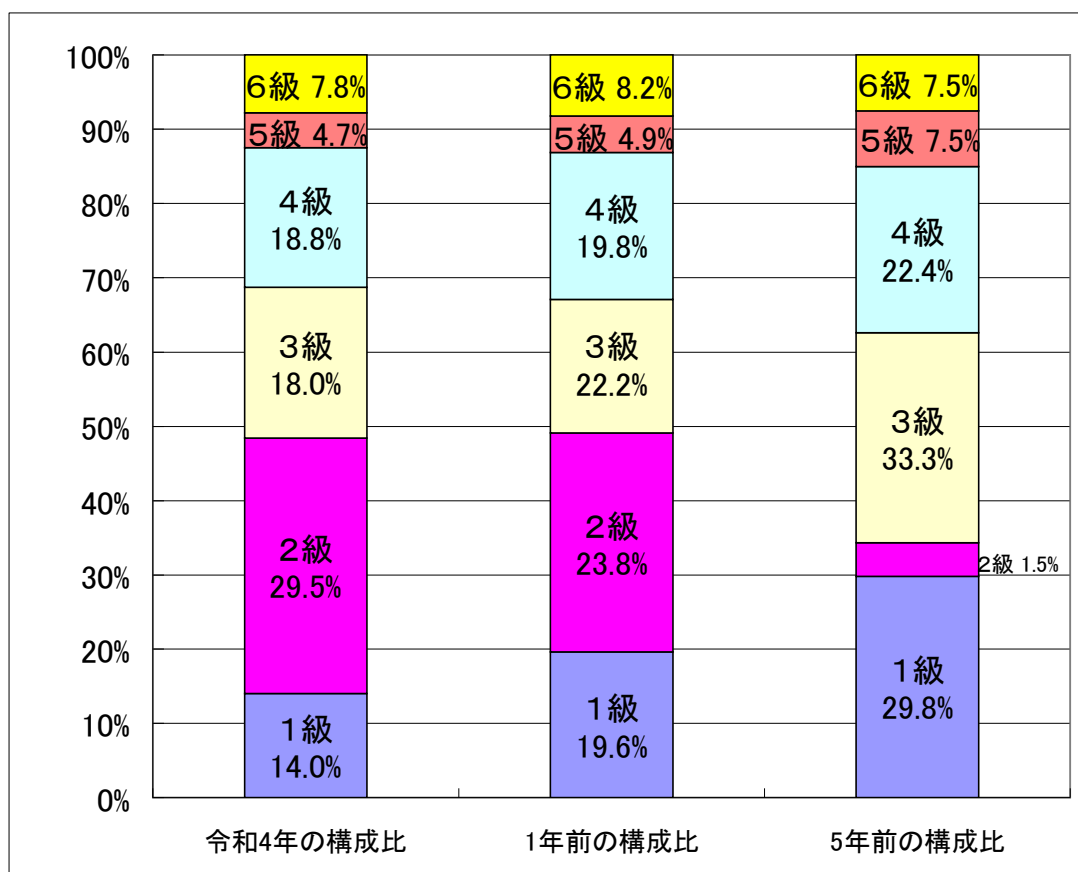
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和4年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主 事	9 人	14.0 %	146,100 円	247,600 円
2 級	主 任	22 人	34.4 %	195,500 円	304,200 円
3 級	主 査 ・ 主席主任	13 人	20.3 %	231,500 円	350,000 円
4 級	主 幹	12 人	18.8 %	264,200 円	381,000 円
5 級	課 長	3 人	4.7 %	289,700 円	393,000 円
6 級	課 長	5 人	7.8 %	319,200 円	410,200 円

(注) 1 長瀬町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日までに おける運用	管理職員		一般職員	
	イ 人事評価を活用している			
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	2023.4		2023.4	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

長 瀨 町	埼 玉 県	国
1人当たり平均支給額(3年度) 1,344 千円	1人当たり平均支給額(3年度) 1,617 千円	—
(3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.35)月分 (0.90)月分	(3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) ・職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 4～10%	(加算措置の状況) ・職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) ・職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

令和3年人事院勧告における0.15月の引き下げ分(4.45月→4.3月)を令和4年6月期で調整。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(長瀨町)

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和4年4月1日現在)

長 瀨 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし)	定年前早期退職特例措置2～45%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置2～45%加算	
1人当たり平均支給額	— 千円	7,055 千円			

(3) 地域手当(令和4年4月1日現在)

支給なし

(4) 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(3年度決算)	0 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)	0 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(3年度)	0.0 %			
手当の種類(手当数)	0			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(3年度決算)	左記職員に対する支給単価
			千円	
			千円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	6,466 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	106 千円
支給実績(令和2年度決算)	5,662 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	93 千円

(6) その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度	国の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (3年度決算)
扶養手当	①配偶者・父母等 6,500円 ②子 10,000円 ③満16歳から22歳までの子1人につき 5,000円加算	同		7,458 千円	240,581 円
住居手当	①借家等住居者 家賃に応じて月額28,000円以内	同		3,808 千円	237,994 円
通勤手当	①交通機関(鉄道等)利用者→運賃額に応じて月額最高55,000円まで支給(ただし、鉄道利用者については、6箇月定期券の額に基づいて一括支給) ②交通用具(自家用自動車等→通勤距離に応じて月額支給) ※自動車等 2km以上	同		4,766 千円	83,620 円
管理職手当	①会計管理者・課長・局長・教育次長(6級の者) 50,000円 ②会計管理者・課長・局長・教育次長(5級の者) 45,000円 ③副課長 40,000円 ④主幹・館長・所長・指導主事 35,000円 ⑤副主幹 30,000円	異	支給額等	11,400 千円	475,000 円
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた場合に支給→勤務1時間当たりの給与額×135%	同		249 千円	16,603 円
管理職員特別勤務手当	指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に支給 ①6級の者 7,000円 ②5級の者 6,000円 ③4級の者 5,000円	異	支給額等	0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	505,750 円 (595,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 850,000 円 / 505,800 円	
	副 町 長	495,000 円 (550,000 円)	710,000 円 / 473,100 円	
報 酬	議 長	247,000 円 (円)	360,000 円 / 205,000 円	
	副 議 長	193,000 円 (円)	300,000 円 / 175,000 円	
	議 員	177,000 円 (円)	280,000 円 / 155,000 円	
期 末 手 当	町 長 副 町 長 収 入 役	(令和3年度支給割合) 3.35 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和3年度支給割合) 3.35 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	給料月額×在職月数×100分の35×100分の115	11,495,400 円	任期毎
		給料月額×在職月数×100分の21×100分の115	6,375,600 円	任期毎
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

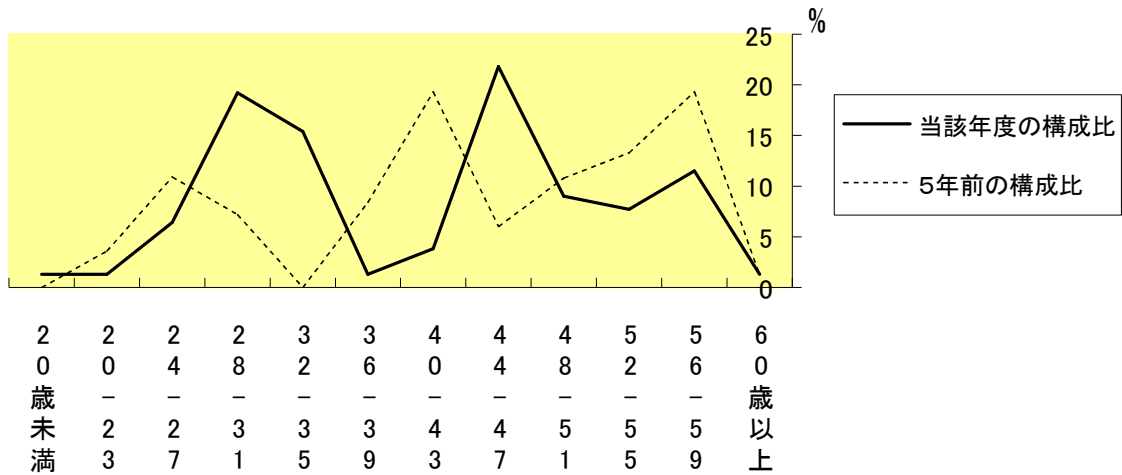
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和3年	令和4年		
普通会計部門	議 会	2	2	0	事務事業の見直しによる増員
	総務企画	20	21	1	
	税 務	7	7	0	
	民 生	10	10	0	
	衛 生	7	7	0	
一般行政部門	農林水産	4	4	0	
	商 工	3	3	0	
	土 木	6	6	0	
	小 計	59	60	1	
	教育部門	11	10	△ 1	
消防部門					
小 計	70	70	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 103.73 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 136.25 人)	
公営企業計等部門	国 保	7	7	0	
	小 計	7	7	0	
合 計		77 [90]	77 [90]	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 114.11 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	5人	11人	15人	6人	2人	11人	11人	6人	7人	0人	77人

(3) 職員数の推移

部門別	28年	29年	30年	31年	2年	3年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	60	61	62	62	59	59	-1	-1.7%
教育	16	17	16	12	11	11	-5	-31.3%
消防								
普通会計計	76	78	78	74	70	70	-6	-7.9%
公営企業等会計計	8	8	8	8	8	7	-1	-12.5%
総合計	84	86	86	82	78	77	-7	-8.3%

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。
 3 公営企業等会計部門を対象とした定員管理に関する計画はありません。